

## 旧阿波小学校跡地利活用推進事業公募型プロポーザル審査委員会 要領

### (設置)

第1条 本市が「旧阿波小学校跡地利活用推進事業」(以下「本事業」という。)を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式による、最も優れた提案者の選定を厳正かつ公正に行うため、「旧阿波小学校跡地利活用推進事業提案審査委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 募集要項の確認に関すること。
- (2) 事業者選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、副市長、行政経営部長、危機管理監、地域振興部長、市民生活部長、保健福祉部長、土木管理部長、教育部長、議会事務局長、会計管理者の10名とする。

2 委員会に委員長を置き、副市長を委員長に充てる。

### (委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

### (意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部管財課において処理する。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要領は、令和6年4月 日から施行する。